

経済産業省商務情報政策局情報経済課

「デジタル・プラットフォーマー中間論点整理(案)」担当御中

「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理(案)
に対する意見

[団体名]	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
[意見]	
<ul style="list-style-type: none">● 該当箇所 中間論点整理(案)全体 ● 意見内容 <p>1. 外国企業への透明性及び公平性</p> <p>経済産業省、総務省及び公正取引委員会は平成 30 年 11 月 5 日に共同で「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」(以下「検討会」という)を開催し、中間論点整理(案)が公表されました。平成 30 年 7 月 10 日に検討会が設置されて以降、中間論点整理(案)が公表されるまで、非公開で審議が進められてきたことは非常に残念です。中間論点整理(案)に掲げられている各論点は、米国の事業者にとって非常に影響の大きな問題であるため、在日米国商工会議所(ACCJ)は、検討会についての情報公開と米国事業者の公平な取扱いを要望します。さらに、関係する全てのステークホルダーがかかる会議やその後の議論に参画することも重要です。従って、これまでの議事及び資料を公開していただき、関係するステークホルダーを今後の議論に参画させていただきようお願いいたします。</p> <p>また、中間論点整理(案)は、米国のテクノロジー関係会社に重い規制を課すことを示唆しており、米国事業者にとって重大な影響があるとの懸念があります。従前から他の問題についても英訳の公表をお願いしてきたとおり、英訳の同時公表と、また、ヒアリングやパブリックコメントに先立って十分な時間が確保されるよう要望します。</p> <p>2. 世界のデジタル経済における日本の地位及び通商への影響</p> <p>日本は急激な人口減少に対応するため、イノベーションを促進しようとしています。日本は、支配的な地位に関する独占禁止法の考え方が日本と異なる EU に偏重した国内向けの政策立案を十分な議論がないまま行うのではなく、米国やその他の同様の考え方を採用する国々とともに、国際的な制度設計をリードすることを目指すべきであると考えます。米国と日本は戦略的同盟国として、日米の貿易を安定的に拡大させることが自由で開かれた国際経済の発展につながるの考えのもと、日米通商交渉を開始することに合意しました。来年からかかる交渉が始まり、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現していくことが首脳間でも合意されているなか、米国事業者を狙い撃ちしたような不透明、拙速な規制の検討・導入は両国の友好な関係に重大な悪影響を及ぼします。むしろ、日本は、米国事業者と共に、自由で開かれた経済発展の国際的な議論をリードすべきであると考えます。</p>	

3. イノベーションへの影響

中間論点整理(案)は競争、データ保護、プライバシーや消費者保護を含む様々な問題を取り上げています。Society 5.0 の進展の中で新たなビジネスの創出が日本の課題であるところ、過度な事前規制の導入は日本の経済成長、特に中小企業やスタートアップのイノベーションの芽を削ぐこととなります。

ACCJ は、日本がデジタル業界を牽引する存在となることに貢献したいと考えています。そのためには、日本において、日本企業が競争、革新、拡大およびグローバルなデジタル市場のダイナミクスに対応する妨げとなりえる政策方針を採用するべきではないと考えます。現在発展段階の日本のプラットフォーム事業者がいるなか、他国での新しい規則を参考にすることは、これから起きようとするイノベーションを挫き、国内企業の成長を阻害する深刻なおそれがあります。

いかなる規制も、間接的かつ不相応な影響を既存の企業に与えると考えますが、これら規制によってもっとも犠牲となるのは、既存の企業に挑戦する将来の参入者やイノベーターであると考えています。更なる規制を設ける場合、特に欧州で議論されているプラットフォーム・トゥー・ビジネス(platform-to-business)の規制を巡る議論にならう場合には、日本のスタートアップ企業が将来の勝者となる力を挫くおそれがあります。

ACCJ と検討会は、プラットフォームの利用者(その利用者が事業者であるか消費者であるかにかかわらず)と公正かつ良好な関係を持つことに共通の強い関心を有しています。ACCJ は、今後のデジタル業界の繁栄のために、各省庁や政府機関、および貴検討会と協働する必要があると考えます。十分に議論するための時間を確保せずに策定した基本原則(特に、業界が議論に十分に参加できていない場合)、または、それら原則を基に講じた規制によって、その取組みは大きく阻害されるおそれがあります。

4. プラットフォームに係るビジネスモデルの相違及び自主的な規制

中間論点整理(案)は、デジタル・プラットフォームには様々な業態や類型のものが含まれ、確立した定義がないことを認めています。このように「プラットフォーム」の概念は幅広く、様々なビジネスモデルを含むものであるため、「デジタル・プラットフォーマー」の事業内容は事業者によって大きく異なり、事業内容の違いを十分に把握したうえで、より深い議論や制度設計を議論すべきであると考えます。

また、各事業者においても、それぞれのビジネスモデルに応じたユーザーの個人情報保護の仕組み、データの利活用に関するルール公表などの取組みを行っています。効果的な規制枠組みの検討に当たっては、政府による規制、産業界におけるベストプラクティス、行動規範や第三者認証の成果も十分に考慮すべきであると考えます。米国の市場参加者はビジネスに過度な負担をもたらすことなく規制を発展させる経験をレギュレーターにもたらすことが可能です。

5. 十分な議論

本中間論点整理(案)に記載のある一つ一つの論点は、多くの米国事業者に与える影響が大きく、それぞれ専門的な検討の場を設け、時間をかけて関係者間で十分に審議すべき内容です。本中間論点整理(案)の内容を確定することをもって政策的な導入を図ることを拙速に結論づけ

るのではなく、個々の論点についてより深い議論や制度設計を別途審議する必要があると考えます。特に、立法措置の必要性を示唆する政策提言にあたっては、デジタル・プラットフォーマーに関する市場の定義の問題にまず対処し、現在の規制の枠組みを踏まえた必要性の観点を踏まえ、さらなる熟慮が必要です。

年内に定めるプラットフォームの基本原則は断定的な内容にはせず、関係者間で時間をかけて討議すべき内容とすべきです。平成 30 年 6 月に閣議決定された「未来投資戦略 2018」において、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために、本年中に基本原則を定めることとなっており、本中間論点整理(案)がその基本原則に昇華されていくものと拝察します。本パブリックコメントが受け付けられた後、基本原則を策定するまでに 1 か月弱の期間しか残されておらず、実際に影響を受ける米国事業者の意見を十分反映した形で基本原則を策定するために十分な検討の時間が確保されているとは言い難いと考えます。

6. 公正取引委員会の調査

中間論点整理(案)は独占禁止法第 40 条に基づく強制調査権限を活用すべきか否かに触れています。しかし、独占禁止法第 40 条の一般調査権(強制調査権限)は、恣意的なものであってはならず、その必要性については十分な説明責任が求められます。ACCJ の意見書「独占禁止法改正のための重要論点-適正手続の確保」に詳細を記載しているとおり、米国の事業者に対しても他の事業者と同様、法律に基づく行政権の執行、透明性・公平性ある対応を要請いたします。「プラットフォーム」の概念は広範であるため、公正取引委員会は調査の範囲を明確に示す必要があります。調査は公平かつ透明性を確保して行われなければならない、特定の企業を狙い撃ちしたものであってはなりません。ACCJ は日本政府に対して、公正取引委員会の実務及び手続における適正手続を、透明性が高く、世界に照準を合わせた基準とするために、さらなる措置が取られることを要望します。